

入院時食事療養について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を（夕食については午後6時以降）、適温で提供し、また十分な栄養指導を行っています。

所得区分	0歳～69歳の方		70歳以上の方		令和7年3月まで	令和7年4月から
現役並み 所得者	区分ア 区分イ 区分ウ		現役並Ⅲ 現役並Ⅱ 現役並Ⅰ		1食490円	1食510円
一定以上 所得者	区分エ		一般		1食490円	1食510円
住民税 非課税世帯	区分オ	90日までの入院	低Ⅱ	90日までの入院	1食230円	1食240円
		※90日以上入院		※90日以上入院	1食180円	1食190円
			低Ⅰ		1食110円	1食110円

※ 区分オ、低Ⅱの受給者証をお持ちの方で入院日数が90日を超えている場合は、申請後に認定を受けると食事療養費の負担額が減額されます。原則、申請した翌月からの該当となります。

- 平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間（平成28年4月1日後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）260円になります。